

# 公害弁連ニュース

**No.  
171**

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋 1-17-10  
エキニア池袋 6階

城北法律事務所

2012年1月15日

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

## 巻頭言

### 新しい年を脱原発元年に！

弁護士 吉野 高 幸



大災害（地震、津波そして原発事故）の年も終わり、新しい年を迎えた。改めて昨年強く印象に残ったことは……

#### 1. 我が家の3・11

その日私は午後6時からの地域での法律相談まで仕事に追いまわされてニュースを見ていなかった。地域に出て震災を知り、妻に電話をして「ものすごい地震と津波だね」と話かけたところ「それで幸子（我が家の末娘）が大変なのよ！」との答え。聞いてみると、娘は婚約者と一緒に彼の実家のある福島県郡山市にバスで向かっている途中とのこと。さらに新宿で働いている五男も連絡が取れない。

私と妻とで電話やメールで何度となく連絡した結果11時近くになってそれぞれの無事が確認出来た。

#### 2. 延々と続く原発災害

しかし3・11は大災害の端緒（勿論それ自体大災害であるが）でしかなかった。国と東電は、「直ちに人体に影響を及ぼす程ではない」と呪文のように繰り返しているが……

現在まで状況が何ら改善されていないことはご承知のとおりです。

#### 3. 7月 玄海町（佐賀県）で

九州電力の玄海原発のある小さな町で10日曜日に「原発から撤退しゅうかい！」と題する集会在り計画されていました。私の生まれ故郷の唐津市の隣町。そこで私は妻と三男の車で出かけました。前日主催者の一人にどのくらいの規模か尋ねたところ「300にはしたい」との答え。しかし私はひそかに「300は無理、200を越せば成功」と思う。

ところが会場に行くとき用意された椅子では足りず、床に坐る人、立ったままの人など500人を越える参加者で正直ビックリ！

#### 4. 弁護団の立ち上げと提訴の準備

8月21日日曜日佐賀市で「九州から原発を無くす」弁護団を立ち上げる準備会が開かれました。

参加して驚き、また嬉しかったことは私の良く知った弁護士も勿論参加していますが、それよりも顔も名前も全く知らない若い弁護士が多数参加していること。

それだけを見て「これはいける！」と感じたのは私だけではないと思います。

#### 5. 市民の原発問題への関心の高まり

11月13日日曜日福岡市で「さよなら原発！福

岡1万人集会」と題する集会が開催されました。

この集会の事務局を担っていた知人に参加者の見通しを尋ねてみところ「やれることは全てやったとは思いますが…」「本音のところわかりません」とのこと。

当日は予想以上の参加者、当日発表は1万5千人。実数は1万6千人との声も。

#### 6. 脱原発元年に！

九州電力だけでなく国をも被告とする玄海原発訴訟は1月末の提訴を目指して準備が進んでいる。このような取り組みを全国で強めて、後世に「あの年が脱原発元年だった」と言われる年にしたいと思っています。

公害弁護の皆さん、公害根絶を願う皆さんのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

## 大阪泉南アスベスト国賠訴訟

～最高裁で勝利するまで闘う～

大阪じん肺アスベスト弁護団  
弁護士 遠地 靖志

1

2011年8月25日、大阪高裁第14民事部（三浦潤裁判長（8月5日に退官）、大西忠重裁判官、井上博喜裁判官）は、アスベスト健康被害について国の責任を認めた大阪地裁判決（2010年5月19日）を取り消し、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。

2

大阪泉南地域は、戦前から石綿紡織産業が盛んな地域でした。石綿製品は、戦前は軍備増強・産業拡大の動きのなかでボイラー、蒸気パイプ等の保温などに、戦後は高度経済成長のなかで自動車産業や造船産業などで重用されてきました。しかし、泉南地域で石綿製品を作ってきたその多くが小規模零細の工場であり、また、工場内は石綿粉じんであっ白になるほど、その労働環境は劣悪

だったのです。そこで働いていた労働者はほぼ全てが、石綿肺などの石綿関連疾患にかかり、長い潜伏期間のあと、ひどい咳、たん、呼吸困難に苦しみ、命までも奪われていきました。また、工場労働者だけでなく、工場に出入りしていた運送業者や工場周辺で農業を営んでいた農民も工場から出される石綿粉じんを吸い込み、同様の被害に遭ったのです。

重要なのは、こうした深刻な健康被害を、国は早い時期から実態調査を行い、知っていたということです。戦前には、内務省保険院が泉南地域などの石綿工場を対象にした大規模な労働実態調査を行っています。調査では、当時から深刻な石綿被害が発生しており、調査を担当した医師は、政府に対して「速やかに健康被害を防止する対策を取ることが重要」との警告もしていたのです。国は、戦前から石綿被害とその対策の必要性を認識していたのです。

しかし、国は、産業発展を優先して、石綿の危険性や深刻な被害実態を公表せず、その対策を怠ってきました。国は、産業発展のために、石綿産業に従事していた労働者や周辺住民を犠牲にしたのです。

### 3

2009年5月19日の大阪地裁判決は、このような泉南地域の深刻な被害実態に正面から向き合い、国が石綿の危険性を知りながらその対策を怠ってきたことを厳しく断罪しました。

しかし、大阪高裁第14民事部は、こうした深刻な被害に背を向け、国の責任を免罪する不当極まりない判決をしました。許し難いのは、判決が、生命や健康被害が懸念されるからといって、「国が厳格な規制を行うならば、工業技術の発達及び産業の発展を著しく阻害するだけでなく、労働者

の職場自体を奪うことになりかねない」「国が規制を実施するにあたっては、対立する利害調整の関係を図ったり、他の産業分野に対する影響を考慮することも現実問題として避けられない」などと述べ、国民の生命・健康よりも産業発展の姿勢を示したことです。一方で、被害発生を防止する措置(局所排気装置の設置)をとらなかった小規模零細の事業主や、防じんマスクを着用しなかった被害者の「自己責任」として、彼らに押しつけたのです。

高裁判決は、筑豊じん肺最高裁判決や関西水俣訴訟最高裁判決以降、国の規制権限を厳格にとらえて、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時かつ適切に行使されるべき」として、適時適切な規制権限の行使を求めてきた司法判断の流れにも真っ向から逆行するものです。国による権利侵害から国民を守るという司法の役割を投げ捨てた判決です。

### 4

このような判決を確定させるわけにはいきません。弁護団・原告団はすぐに上告及び上告受理申立を行いました。同時に、弁護団の総力を挙げて、高裁判決の不当性を明らかにする上告理由書、上告受理理由書の作成にとりかかりました。理由書作成には全国の公害裁判、じん肺裁判を闘った弁護士や学者のみなさんにも協力を仰ぎました。何度も検討会議を開き、議論を重ねて、11月22日、上告理由書、上告受理申立書を提出しました。

また、理由書作成と並行して、関西建設アスベスト大阪訴訟の第1回弁論期日(10月7日)、泉南アスベスト訴訟(第2陣)の結審期日(10月26日)でも、高裁判決の不当性を明らかにする弁論を行いました。

5

最高裁での闘いは始まったばかりです。年が明ければ、最高裁への要請行動などの取り組みが始まります。この原稿の執筆中、最高裁での係属部が第1小法廷に決まった、との情報が弁護団のメーリングリストに流れました。また、3月28日には2陣訴訟の判決が出ます。全国各地でも建

設アスベスト訴訟が提起され闘われています。こうした訴訟での勝利こそが最高裁を動かす、その思いで私たちは各地での闘いとも連帯して、最高裁で勝利するまで闘う決意です。

最後に、今回、上告するにあたって1008名の方が上告代理人に就任して下さいました。この場を借りて、弁護団一同お礼申し上げます。

## 薬害イレッサ東京高裁 不当判決！上告へ！

弁護士 津田 二郎

1

2011年11月15日、東京高等裁判所第15民事部（園尾隆司裁判長）は、薬害イレッサ東日本訴訟で、添付文書に関する企業と国の責任を認めた東京地方裁判所の判決を覆す判決を言い渡した。一審原告らの全面敗訴である。

一審原告らの弁論を制限してわずか2回で結審し、結審から3週間という異例のスピードで下された判決は、以下のとおり、過去の薬害事件の教訓と薬害訴訟の到達点を否定し、将来に禍根を残す不当な判決であった。

2

東京高裁は、イレッサの初版の添付文書に問題はないとし、企業責任さえ否定した。判決は、わずか全58頁であるが、原告が主張していないことを原告の主張と記載して判断を加えた箇所が複数あることが示すように、その内容は杜撰という

他はない。

東京高裁判決が添付文書に問題なしとした基本的な根拠は以下の2点である。

3

第1点は、承認前の副作用症例の認定の枠組みである。

高裁判決は、薬事行政上、副作用症例と認定する際の有害事象と医薬品投与との因果関係の判定については「因果関係を否定することができない」か否かが判断基準とされているが、民事損害賠償法の判断基準は別である旨述べた。そして、東京地裁がした「副作用症例」の認定は、「因果関係がある」とまで認定したものではない。として東京地裁が認定したイレッサの副作用症例を、実質上すべて排斥した。

高裁判決は、損害賠償法上の因果関係の判断基準と述べているが、この副作用症例について因果関係があるとまで認定できなければならないとす

る判断枠組は一審被告らさえ主張していないものだった。

過去の薬害事件で企業や国は、医薬品の危険性を示す情報を、因果関係が確定していないとして軽視し、被害を発生・拡大させた。その教訓を踏まえ、被害を実質的に回避するため、予防原則に立ち、医薬品との因果関係が否定できない有害事象を副作用症例と扱い安全対策を講じることを企業や国に求めたのが薬事法や添付文書の記載要領等である。これらの行政基準は、損害賠償法上の義務違反や欠陥判断においても中核をなす要素であり、少なくとも行政基準に違反すれば、注意義務違反や欠陥が推定される関係にある。それを分断して訴訟における副作用症例の認定基準を不当に高く設定した東京高裁判決は、不法行為法、製造物責任法の解釈を誤るものであり、スモン訴訟を初めとする過去の判決例にも反すると言わざるを得ない。

#### 4

第2の問題点は、本件添付文書第1版ないし第3版に基づいてイレッサを処方する医師は、「癌専門医又は肺癌に係る抗癌剤治療医」であるという前提に立って、添付文書に欠陥はないとした点にある。

高裁判決は、添付文書の記載欄など表示方法を

問題とするのは、真摯に医療に取り組むこれら医師の尊厳を害し、相当とはいえないなどとする。

しかし、添付文書に問題なしとする高裁判決では、承認から3か月後に緊急安全性情報が発せられ、添付文書の冒頭の警告欄に致死的な間質性肺炎に関する記載が加えられた後に、副作用報告数が減少した理由を説明できない。

東京高裁判決と、「医師等の1～2人が読み誤ったというのであればともかく、多くの医師が読み誤ったと考えられるときには、医師等に対する情報提供の方法が不十分であったと見るべき」と指摘して、添付文書に欠陥ありとした東京地裁判決のいずれが妥当かは、自ら明らかであろう。

#### 5

薬害イレッサに関する東京高裁判決は、過去の薬害訴訟の到達点を否定し、司法に対する国民の信頼を裏切るものと言わざるを得ず、確定させることはできない。

原告らは11月17日最高裁判所に上告並びに上告受理申立を行った。大阪高裁にも訴訟は係属している。引き続きご支援をお願いしたい。



## 原発被害問題への取り組み

弁護士 阿部 哲 二

3月11日の東日本大震災に伴う原発事故被害に対しては、多くの法律家団体、あるいは弁護士会有志が様々な相談活動を展開してきています。

公害弁連はこの問題にどう取り組むのか、取り組めるのが課題でした。

そこで、9月に公害地球環境問題懇談会のメンバーといわき市で被害問題に全面的に取り組んでいる広田次男弁護士の参加を得て、会議を持ちました。広田弁護士からは被害が極めて深刻であり多様であること等が報告され、この問題は正に最大の公害であり、これまでの公害弁連の闘いの教訓・蓄積を生かさなければとの認識を共有しました。そして、現地で話しを聞こうとなり、11月27日に「いわきでの集い」を行うこととなりました。

11月27日には、全国からの弁護士の参加、福

島原発被害弁護団の代表の小野寺利孝弁護士、農民連のメンバー、公害地球懇のメンバー、そして地元福島原発労働者、避難している方々など60名の方の参加を得て集いを行い、被害の訴えを聞き、これまで被害の回復と地域の再生に取り組んできた公害での闘いをどのようにこの問題に生かしていくのかの交流が行われました。

公害弁連には、「福島原発被害弁護団」「生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」が新たに加盟しました。

また、公害弁連に所属する弁護士が九州で脱原発をめざす訴訟の準備を進めているとのことでした。

最大の公害・原発被害との位置付けで被害を正面から捉え、その回復に向け、公害弁連としても取り組みを進めていかなければなりません。

## 私たちは、損害の完全賠償と 環境の全面回復を求める！ ～「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団結成のご報告～

弁護士 馬 奈 木 巖 太 郎



### 1. はじめに ～地域の破壊、大気・海洋の破壊

あの事故から9カ月が経過した。未曾有の公害、

あるいは戦後史上最大の環境破壊などとも評されているが、いまだ終息の見通しは立っていない。

政府の指示に基づく警戒区域及び計画的避難区域は、約1000平方キロメートルにもわたり、膨

大な面積が無人地帯となっている。福島原発に近い相双地区には、事故前には約20万人の人口があったが、警戒区域内の9町村は、役場機能さえも移転せざるをえなくなった。固有の担い手を失い、生産と生活の場を奪われ、地域が引き裂かれている。文字どおり、「ふるさと」がなくなりつつあるのである。

もちろん、被害は区域内にとどまらない。除染対象は県内約2000平方キロメートルに及ぶとの試算も発表され、その体積は東京ドーム80杯分に相当するといわれる。県民人口も、ついには200万人を割り込み、約6万人の人々が県外へと避難している。とくに児童は、約1万人が県外へと移った。いったい、誰が好き好んで「ふるさと」から逃げようか。

放射線は、陸だけでなく海も汚染する。試算によれば、事故から約1カ月の間に海へと放出された放射性物質の総量は1.5京ベクレルを超えるとされる。コウナゴやカキ、マナマコ、エゾイソアイナメ、昆布などからも基準値を超える放射性物質が検出された。

原発事故被害は、まさに想像を絶している。

## 2. なぜ、「生業を返せ、地域を返せ！」なのか

私たち弁護団は、弁護団結成前から、福島県内の団体の要請を受けて、法律相談会に参加してきた。相談会や説明会は、県内各地で開催され、その回数は優に20回を超えている。参加者が100名を超えることもあったが、参加した弁護士はその一人一人の相談に対応してきた。

「作付や出荷の制限はかかっていないが、キュウリの値段が半分に落ちてしまい、毎月約150万円の損失が出ている。シーズンで損失が約750万

円にもなってしまう」(農家)

「子牛には月1万8000円、経産牛でも月1万6000円ほどの飼料代がかかる。子牛は生まれてから45か月くらいで売りに出すが、いまは45か月を過ぎてもなかなか売りに出せない。それでも、牛は生き物だからエサはあげなくてはならない。飼料代がかさむばかりだ。牛の値段もおそろしいほど下がってしまった」(畜産農家)

「夏休み期間で一年の3分の1の売上げをあげてきたのに、今年はキャンセルが続き、予約がまったく入らない。子連れのファミリーの予約なんかは一件もない」(ペンション経営)

「避難先の親戚にも迷惑をかけている。早く戻りたいが、いつまで避難しなければならないのかまったく目途が立たない」(主婦)

「移転して新たに事業を始めようにも、こんな状況ではお金を貸してくれる銀行なんかいない。東京電力が連帯保証人になって融資を受けられるようにしてくれ」(蕎麦屋)

「避難もできず不安な日々を過ごしている。悲しい気持ちになる時間が長くなった」(主婦)

私たちは、毎回の相談会で、こうした切実な訴えや悲痛な想いを聞いてきた。そして、私たちは、被害が、いわば生活や人生の全面に及んでいることを痛烈に認識させられた。また、生業や労働の成果物を喪失するという事は、単に財産的な損失にとどまるものではない。「働く」ということが、人間の価値を再確認し、自己実現を図る機会でもあり、個人の尊厳にかかわるものだということを改めて学ばされた。

弁護団は、このような被害者の方たちとの結びつきのなかで結成されるに至った。そして、こうした結びつきであることからすれば当然だともいえるが、「生業を返せ、地域を返せ!」という被害者の想いと私たちの決意とを、弁護団の名称に

込めることとした。

### 3. 完全賠償とは何か、 全面回復とは何か

私たちは、今回の事故を単なる財産的損害の問題とはとらえていない。もちろん、財産的損害に対する被害回復は重要である。しかし、今回の事故は、大気、土壌、海洋を汚染した、まさに公害でもある。除染や健康被害への対策など、行政的・立法的対応が不可欠な問題もいくつも存する。私たちは、法廷の中のみならず、法廷の外においても、被害者の要求の実現を目指して取り組む弁護団である。幾ばくかの金銭的賠償がなされれば、それで被害が回復されたなどとは、まったく考えていない。

また、私たちは、同時代を生きる者として、これほどの被害を出してしまってからでしかエネルギー政策の根本的な転換を図る機運を生じさせることができなかったことに、悔恨の想いを共有している。その意味で、私たちは決して被害者に“寄り添う”弁護団ではない。強烈な当事者意識を有し、被害者とともに肩を組みたたかう弁護団なのである。そうした私たちにとって、完全賠償・全

面回復とは、つまるところエネルギー政策としての原発政策の転換を迫るものである。そして、そうでなければ意味がない。

### 4. おわりに ～私にとっての弁護団

あの事故が起きたのは、私が弁護士登録をして約4カ月後だった。事故を目の当たりにし、これに携わらなかったならばいったい何のために弁護士になったのか——そんな思いから法律相談などに参加してきた。使命感などというカッコいいものではなかったと思う。ただ、被害者と出会い、話を聞き、困窮した状態を少しずつ知るようになっていった。そうした出会いが、この問題に取り組むきっかけとなり、弁護団の一員となる動機になったのだと思う。事故後、数えてみると福島を約30回訪れていた。そして、これからも訪れ続けるだろう。被害者の体験を追体験できるなどとは思わないが、それでも被害者の話を聞かなければならないと思う。

弁護団には、福島県内はもとより、宮城県や首都圏から約30名の弁護士が結集している。その最若手として、今後も全力で取り組んでいく決意である。

## 脱原発 九州の動き

### ～玄海原発の新訴訟準備を中心として～

弁護士 東 島 浩 幸



九州には九州電力玄海原子力発電所（1～4号機、佐賀県玄海町）と同川内原子力発電所（1・2号機、鹿児島県薩摩川内市）がある。

3・11の福島第1原発事故前においては、玄海

原発3号機のプルサーマル裁判（MOX燃料を使用して運転するなという裁判）と川内原発では温排水裁判が起こっていた。前者は大阪の弁護士グループが担っており、後者は3・11前は鹿児島の



弁護士1人だけが代理人となっていた訴訟であり、九州の弁護士が「脱原発」への積極的参加をしているとは言い難い状況だった。

しかし、福島第1原発事故の未曾有の被害があり、“日本では過酷事故は起こらないだろう”という甘い認識は吹き飛び、「安全神話」の虚偽性が明らかとなった。その後、6月になって、2009年における玄海原発1号機の脆性遷移温度（原子炉が中性子照射によって脆くなり、その温度以下の水を当てると割れる危険がある限界温度）が98度まで上がっているとの報道に接した。また、九州電力の「やらせメール」事件の発覚により、安全神話の虚偽性がより明らかとなった。その中で、九州の弁護士の中で、福島第1原発の過酷事故を受けて、脱原発の新しい訴訟をしようという動きが始まった。

佐賀大学の豊島耕一教授（原子核物理学）を講師にした学習会からはじめて、弁護団準備会を結成し（8月21日）、さらに佐賀大学前学長長谷川照氏（原子核理論）、熊本学園大学元教授・医師原田正純氏（水俣学）、滋賀大学前学長宮本憲一氏（地域経済学）などの研究者と、九州7県の弁護士会会長経験者各1名ずつを「呼び掛け人」として、「原発なくそう！九州玄海訴訟」準備会を結成した（9月28日）。

現在、同訴訟の弁護団への参加は、現時点で九州各県から約100名（実働約50名）となっており、弁護団の共同代表は板井優・池永満・河西龍太郎の3名の弁護士である。

同訴訟のコンセプトは以下のとおりである。

第1に、福島第1原発事故の未曾有の被害（空間的に広大・時間的に長期間・世代を超えた多数の人々の被害、生活・文化・地域・人間関係などを根こそぎに奪う被害）により、安全神話の虚偽性は明らかとなった。命を的にしての電力供給は必要ない。原発は安全とはいえないのであるから

止めるべきである。

第2に、福島事故は、国の原子力政策の結果である。同政策に基づき、安全神話を振りまいて、遂には福島第1原発事故に至った国・電力会社・「原子力村」の学者等の責任を解明することが不可欠である。したがって、電力会社のみならず、国を被告にする訴訟とする。

第3に、原発の安全性の考え方を転換させる裁判とする。被害が甚大すぎるのであるから、いままでのような確率的安全性論を超える安全性の考え方を展開したい。

第4に、圧倒的多数の市民の指示により遂行される裁判とし、裁判によって運動を強化し、それによって裁判も社会的影響力を有するものとなる。国の基本政策を変えさせようという裁判であり、多数の力が必要である。そのため、最低でも4桁の原告数で提訴する。原告募集のキャッチフレーズは「真実を呼ぶ1万人原告の一人になってください」である。

同訴訟は、以上のコンセプトの元、被告を国と九州電力とし、請求の趣旨として、操業の差止と損害賠償（慰謝料）請求を求めるものである。

10月21日の佐賀での市民集会を皮切りに原告の募集をしている。思想・信条・政治的立場・信教など一切問わずに個人で参加する形で、従前などの脱原発関係者も参加できるようにしている。また、市民集会では、福島の方々に報告をしていただいた。私たちは、その報告により、新聞等の報道では知りえない、根こそぎの被害の実情・子ども等の健康被害の危険・避難するか否かでの住民同士の対立などの実際の一部を知ることができ、福島の方々の被害の実態を余すことなく訴訟上も明らかにすることが裁判に勝訴するためにも、福島の方々の救済のためにも必要であると決意を新たにした。

その後も、佐賀県・福岡県・長崎県・熊本県な

どで、脱原発の催しで訴えをしつつ、原告募集を続けている。訴訟準備会で、11月13日の福岡での「さよなら原発1万人集会」にも参加し、テントブースの一つを提供してもらって宣伝もさせてもらった。

現在は、2012年1月31日での最低4桁の人数での第1次提訴に向け、がんばっている。本当に幅広い人々の参加の手ごたえを感じながら、準備

を進めている。(第2次提訴以下も3月以後に予定。)

なお、当訴訟弁護団は、7月16日に結成された「脱原発弁護団全国連絡会」にも加入しており、全国レベルでの情報交換と連携のもと、脱原発を目指している。

また、川内原発についても新訴訟の準備が進められている。

### 【若手弁護士奮戦記】

## 「アスベスト弁護団との出会いと今」

弁護士 藤原 智 絵

### はじめに

2011年8月29日、太陽が照りつける夏の朝、厚労省前で握りしめたマイクに声を通しました。「アスベスト粉じんの舞う工場で、危険性も知らされず必死で働き、産業の発展を支えた原告たちが、今、命を削って被害を訴えています。原告らがこうして被害を訴えなければならないこと自体、本来あってはならないことなのではないでしょうか」。

4日前の8月25日、大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟で大阪高等裁判は一審判決を覆し、1陣原告の請求を全面棄却するという不当判決を下しました。その日の朝、ともに闘ってきた原告の一人が、息を引き取ったばかりでした。「裁判所は判決で、人を殺すことができるんですね」。判決後、原告が話した言葉が胸に突き刺さりました。

そして29日、不当判決を訴える東京での集会を前に、朝の宣伝行動で、初めて街頭演説に立ち

ました。淀屋橋や裁判所周辺でビラを配るたび、あれほど何度も先輩弁護士の演説を聞いたのに、いざ自分が訴えるとなるとうまく言葉が出てきません。それでも、原告たちの思いを少しでも届けるため、厚労省ビルのガラス窓の先を見つめ声を送りました。

### 弁護団とのかかわり

私が大阪じん肺アスベスト弁護団とのかかわりをもったのは、2007年の2月のことです。当時はまだ大学4回生で、春から法科大学院への入学を控えていました。「アスベストの弁護団会議、勉強になるから一緒においで」。村松昭夫弁護士にそう誘われ、初めて弁護団会議に出席しました。私自身、クボタ周辺の住民に健康被害が出たという新聞記事や大学の体育館が急にアスベスト除去工事を始めたことは知っていたものものも、アスベストがどういうもので、いかに体に悪いかということさえよく知らない状況でした。

その日の弁護団会議では、何名もの弁護士が集まり、炭鉱じん肺患者のDVDを見ながら、裁判所にどう被害をイメージしてもらえるかということと話していました。映像の中には、何度も咳き込み、痰がからむ喉を「ひゅーひゅー」と鳴らせ、苦悶の表情を浮かべる患者さんが写っていました。アスベストの被害とはこんなふうなものなのだろうか…衝撃を受ける私の側で、弁護団は皆一様に真剣な面持ちで議論を重ねていました。その姿に、手弁当でもこんなにも熱く事件に取り組む弁護士がいるんだ、と新鮮な感動を覚え、私の目指している弁護士像の一つがここにあるのではないかと熱い思いを抱きました。

その後、司法試験や修習の合間を縫って何度か裁判傍聴や弁護団会議への出席を重ね、4年後の2011年1月、弁護士登録をしてすぐに、大阪じん肺アスベスト弁護団に入りました。

## 大阪建設アスベスト訴訟

「大阪でもそろそろ建設アスベスト訴訟を提訴するから、藤原さん、一度首都圏訴状の検討をお願いできるかな」。弁護団に入って4ヶ月ほどたったある日、裁判所前でビラを配っていた私に、先輩弁護士から声がかかりました。首都圏建設アスベスト訴訟は、2007年の提訴以来、すでに約400名の原告が、国とアスベスト含有建材メーカーを

相手に損害賠償を求める集団訴訟を展開していました。2011年に入り、4月には北海道で同様の訴訟が提訴され、すでに京都でも提訴予定とされていた時期でした。大手建材メーカーの本社が多く存在する大阪で、石綿被害に苦しむ建設作業従事者たちの声を早く拾い上げる必要がある。こうした機運の中、大阪建設アスベスト訴訟が本格的に始動しました。

建設アスベスト被害とは、労働者が、アスベスト含有建材を加工する過程や、アスベスト含有建材で建てられた建物を解体する過程で、大量に発生する石綿粉じんを吸引し、結果として石綿肺や肺ガン、中皮腫などの石綿関連疾患に罹患する被害をいいます。建設現場では、複数の労働者が多種多様な職種に分かれ、密閉された空間で同時並行的に作業を行うため、自分の手元作業だけでなく他の者の作業から発生した粉じんを吸引してしまう事態が日常的に発生します。また、建設作業従事者の多くは、長年にわたり無数の現場を渡り歩くため、どの現場でどのような建材が使われ、いつどのように石綿粉じんにはばく露したかということ、現時点で特定することは不可能です。このような建設作業従事者における健康被害は、最大のアスベスト被害と言われ、全国でその救済が急務となっていました。

このたびの訴状作りは、私を含め弁護士登録3年目までの若手を中心となって行いました。私の担当原告さんは、約17年間、様々な現場ではつり作業を中心に行い、石綿肺に罹患してしまったおじいちゃんでした。当初は、建設現場について素人の私でも、お聞きしたお話を元にすれば何とか書面は作れるだろうと安易に思っていました。しかし、いざ聞き取りを始めると、聞き慣れない機械や建材の名前、見たこともない作業の話がポンポンと飛び出し、一緒に絵を描きながら聞くも



の、なかなかイメージがつかめません。そんな状態で起案した訴状案を弁護団に提出すると、「自分がイメージできていない部分を、分からないまま文字にしたらあかんよ！」といつも通り厳しい指摘が飛んできます。改めて、原告さんの体験を真に理解することの難しさと重要性を学びました。

その後も訴状の修正を繰り返し、7月13日、

関西建設アスベスト大阪訴訟を提訴。いよいよ大阪でも建設労働者の闘いが始まりました。

弁護団に出会ってから早4年、しかし活動に携わってまだ1年、一人でも多くの被害者の力になれるよう、これからも奮闘していきたいと思えます。

## 第41回 公害弁連総会・記念シンポジウム・レセプション

日 程：3月31日(土)

- ・記念シンポジウム 午後1時～午後4時30分
- ・総会 午後4時30分～午後5時30分
- ・レセプション 午後6時～午後8時

場 所：スクワール麹町

東京都千代田区麹町六丁目6番 電話：03-3234-8739  
宿泊も可能

## INDEX

### 【巻頭言】

新しい年を脱原発元年に！	弁護士 吉野 高幸	1
大阪泉南アスベスト国賠訴訟 ～最高裁で勝利するまで闘う～	大阪じん肺アスベスト弁護団 弁護士 遠地 靖志	2
薬害イレッサ東京高裁不当判決！上告へ！	弁護士 津田 二郎	4
原発被害問題への取り組み	弁護士 阿部 哲二	6
私たちは、損害の完全賠償と環境の全面回復を求める！ ～福島原発事故被害弁護団結成のご報告～	弁護士 馬奈木 巖太郎	6
脱原発 九州の動き ～玄海原発の新訴訟準備を中心として～	弁護士 東島 浩幸	8
【若手弁護士奮戦記】		
アスベスト弁護団との出会いと今	弁護士 藤原 智絵	10